

介護保険制度のしくみ

介護保険に加入する人はどんなひと？

介護保険は、40歳以上のみなさんに、加入（被保険者）していただきます。

被保険者は年齢によって、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に分けられます。

第1号被保険者 65歳以上の人

- 介護が必要なときは、要介護認定を経て介護サービスが利用できます。
- 介護保険被保険者証（介護保険証）は65歳の誕生日を迎える月にお送りします。

サービスを利用できる人

65歳に達したとき（誕生日の前日）から、全員第1号被保険者になります。



第2号被保険者 40～64歳の人 （医療保険に加入している人）

- 40歳から64歳までの医療保険に加入している人全員が、自動的に第2号被保険者になります。
- 介護保険被保険者証（介護保険証）は、お送りしていません。

サービスを利用できる人

- ・ 国が指定した以下の合計16の疾病が原因で介護が必要な状態となったときに限って、要介護認定を経て介護サービスが利用できます。
- ・ 要介護認定を受けた人には介護保険被保険者証（介護保険証）が発行されます。



第2号被保険者が介護保険のサービスを利用できる特定疾病

- | | | |
|---------------------------------|--------------|------------|
| ① 末期がん | ② 関節リウマチ | |
| ③ 筋萎縮性側索硬化症 | ④ 後縦靭帯骨化症 | |
| ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症 | ⑥ 初老期における認知症 | |
| ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 | | |
| ⑧ 脊髄小脳変性症 | ⑨ 脊柱管狭窄症 | |
| ⑩ 早老症 | ⑪ 多系統萎縮症 | |
| ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性網膜症および糖尿病性腎症 | | |
| ⑬ 脳血管疾患 | ⑭ 閉塞性動脈硬化症 | ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | | |

こんなときは届出を！

65歳以上の人は、次のようなときに届出が必要です。



- 他の市区町村から転入してきたとき
- 他の市区町村に転出するとき※
- 市内で住所が変わったとき※
- 世帯主や名前が変わったとき※
- 被保険者が死亡したとき※
- 市外の介護保険施設等に入所（入居）して住所を異動したとき
- 介護保険証を無くしたり、汚してしまったとき

※の場合は保険証を添付して届け出てください。

◎要介護認定を受けている人が転入・転出された場合、その認定を引き継ぎます。

介護保険施設等に入所（入居）している人の特例について（住所地特例）

介護保険に加入している人（被保険者）が、他市町村に所在する以下の施設等に、住所を異動した場合には、施設等所在地の市区町村ではなく、引き続き備前市の被保険者となります。

住所地特例の該当となる施設等

- (1) 介護保険施設
（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
- (2) 特定施設
（有料老人ホームの一部、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）
- (3) 養護老人ホーム
（老人福祉法の入所措置がとられている場合）
※経過措置等があります。詳しくはお尋ねください。

介護保険の適用除外施設について

以下の施設に入所（入院）している人は、入所（入院）期間中は介護保険の被保険者にならない場合があります。詳しくは、介護福祉課介護保険係までお問い合わせください。

該当する施設

- (1) 重症心身障害児施設
- (2) 指定医療機関
- (3) 独立行政法人国立重度知的障害者総合のぞみ園法に規定する福祉施設
- (4) 国立ハンセン病療養所等
- (5) 救護施設
- (6) 労災者災害補償保険法に規定する施設
- (7) 障害者自立支援法に定める施設